

空き家解体支援制度をご活用ください

近年、空き家の増加に伴い、建物の倒壊や部材の飛散など、防災・衛生・環境など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすケースが多く発生し、管理不全な空き家が全国的な問題になっています。

村内においても空き家は増加傾向にありますことから、空き家所有者の負担を軽減して解体を促進するため、国の支援制度を活用した補助制度を、ぜひご活用ください。

国の補助制度により実施するため、申請前に事業に着手した場合は補助の対象になりません。必ず着手前に役場に相談してください。

補助対象者

- ・ 空き家の所有者
- ・ 空き家の共有者又は権利者の全員から解体の同意を得られている者

補助の要件

- ・ 専用住宅であったもの（併用住宅の場合は、住居部分のみが対象）
 - ・ 空き家に付帯する車庫、物置、立木を含め解体撤去し、更地にすること
 - ・ 補助金交付決定後からその年度の3月31日までに事業を完了すること
 - ・ 所有者等が業者に発注せず、自らが解体する場合は補助の対象としない
 - ・ 家財道具の処分費用は、補助の対象としない
- その他詳細は、お問い合わせください。

補助金の額

- ・ 空き家の除却に要する費用の4 / 5以内で、補助金の上限は200万円。
ただし、国の基準単価を上回る場合は、国の基準による工事費の4 / 5以内

申込み

国から交付を受ける補助金の範囲内で申請を受け付けます。

申請の状況によっては国から補助金の追加交付される場合がありますので、まずは解体に着手する前にご相談ください。

お問い合わせ先

担当：役場企画総務課企画係

電話：0158 - 87 - 2111

